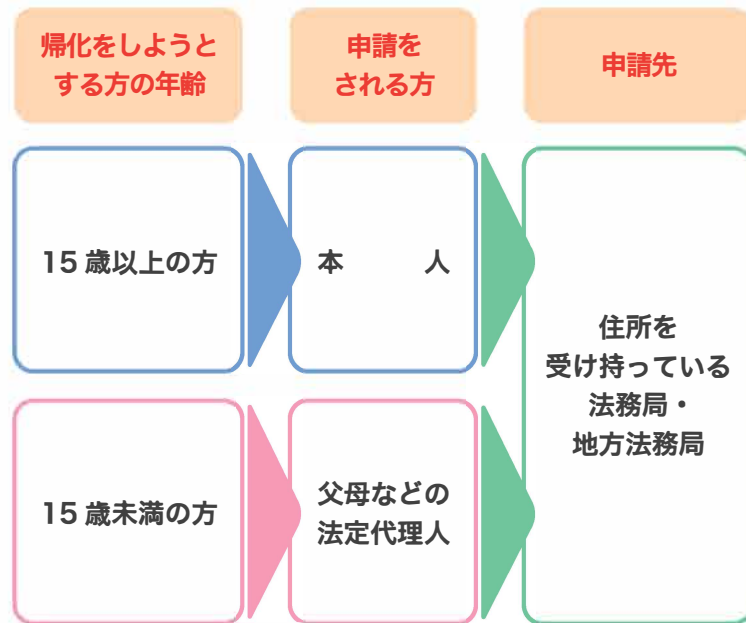


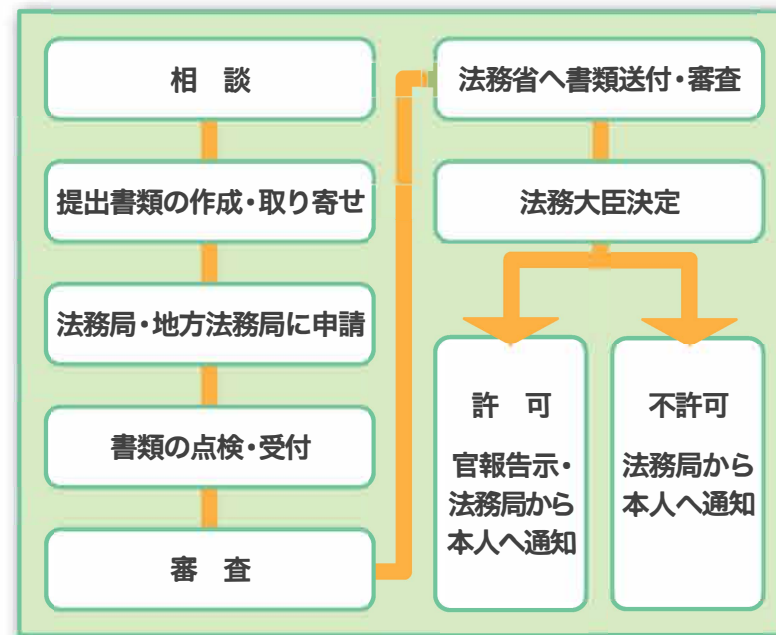
帰化の申請の方法



※申請される方本人が自ら法務局・地方法務局に出向いて申請してください。



帰化の申請の手順



MEMO



リサイクル適性 (A)
この印刷物は印刷用の紙で印刷されています。
リサイクルできます。

帰化による 日本国籍の取得



申請手続のご案内

法務省民事局

帰化とは

国籍法第4条

日本国民でない者は、
帰化によって、日本の国籍を
取得することができる。
帰化をするには、法務大臣の許可を
得なければならない。



帰化の一般的な条件

一般的には、少なくとも以下の条件を満たす必要があります（国籍法第5条等）。

- 1 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
- 2 18歳以上で本国法によって行為能力を有すること。
- 3 素行が善良であること。
- 4 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。
- 5 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- 6 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。
- 7 日常生活を営むのに十分な日本語能力（会話及び読み書き）を有することや10年以上在留していることなど、日本社会に融和していること。

※日本の法令を遵守することなどの宣誓が必要です。

帰化をしようとする方自身が 作成する書類

- 1 帰化許可申請書
- 2 親族の概要を記載した書類
- 3 帰化の動機書
- 4 履歴書
- 5 生計の概要を記載した書類
- 6 事業の概要を記載した書類
- 7 その他 ※日本の法令の遵守宣誓書など

帰化をしようとする方の本国や、日本の役所などから

取り寄せる書類

- 1 住民票の写し
国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、申請前5年間の居住歴などが証明されたもの
- 2 国籍を証明する書類
【韓国・朝鮮の方】
本国官憲が発行した家族関係登録簿に基づく基本証明書
【中国の方】
在日大使館・領事館が発行した国籍証明書又は本国で発行された戸籍謄本（全部謄本）
【その他の国の方】
本国政府が発行した国籍証明書

※パスポートをお持ちの方は、その写しも提出してください。



3 親族関係を証明する書類

【韓国・朝鮮の方】

本国官憲が発行した家族関係登録簿に基づく証明書、戸籍・除籍謄本（全部謄本）

【中国の方】

公証書又は本国で発行された戸籍・除籍謄本（全部謄本）

【その他の国の方】

本国政府が発行した出生証明書、婚姻証明書、親族関係証明書など

▶親族の中に日本人の方がいる場合

- 日本の戸籍・除籍謄本（全部謄本）と住民票
- ▶帰化をしようとする方やその親族が、日本の市区町村役場へ戸籍の届出をしている場合（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、認知届、養子縁組届など）
 - 戸籍届書類記載事項証明書

4 納税を証明する書類

【会社員の方】

源泉徴収票など

【個人で事業を営んでいる方】

所得税の納税証明書など

【会社を営んでいる方】

法人税の納税証明書など

5 収入を証明する書類

【会社員の方など】

勤務していることの証明書と、1か月の給与の証明書

6 社会保険料の納付証明書

被保険者資格情報等

年金保険料の領収書など

※技能・資格がある場合には、その証明書（運転免許証・日本語能力の試験結果等の写し）を提出してください。

※日本語以外の文字で作成されている書類には、必ず翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付してください。

